

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業延長について（お知らせ）

4月30日に臨時校長会が行われ、都城市教育委員会より、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から臨時休業の延長が通知されました。国及び県をあげての感染拡大防止策という趣旨を御理解いただき、御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 臨時休業の終了時期について

- **令和2年5月10日（日）まで（延長）**
- 今後、臨時休業期間等に変更があった場合には、文書や安心安全メール、学校ホームページを通じて改めて御連絡いたします。

2 お願い

- お子さまの日々の体調管理（**検温表の記入**）を引き続きお願いいたします。
- 今後の体調管理や感染予防については、**不要不急の外出を控えること、マスクの着用・咳エチケット、手洗い・うがい、検温等、家庭内での徹底**をお願いいたします。
- 学校といつでも連絡が取り合えるような連絡体制をとっていただくようお願いいたします。
※ 安心安全メール、学校ホームページ
- もし、感染が確認された場合は、必ず学校に連絡をください。

3 学校再開について

- 学校再開の日は、**5月11日（月）**とします。
- 5月11日（月）から通常通り給食があります。
- 児童の安全確保のため、通常通り、集団登校をしてください。
- **5月11日（月）の時間割は、安心安全メールでお知らせします。**

4 休業中の学習の対応について

- 4月28日（火）の登校日に渡された課題を確実に終わらせてください。
- 定期的な運動も行ってください。（なわとびやストレッチ運動等）
- 都城市児童生徒応援プロジェクトを活用してください。
- 文部科学省の「子供の学び応援サイト」や教育ネットひむか「臨時休業中の学習おすすめサイト」も活用してください。
- NHKの学校放送番組「NHK for School」の視聴も推奨します。

5 その他

- 新型コロナウイルスの感染拡大防止のための臨時休業ですので、本来であれば、御家庭での対応となりますが、小学校に在籍するお子様で、やむを得ない事情で家庭での待機ができない場合、午前8時10分から午後2時30分まで預かりを行います。預かりを希望される保護者は、**5月7日（木）の8時30分までに学校へ電話連絡**してください。
- 運動場開放については、5月1日（金）、7日（木）、8日（金）の午前10時から午後4時までです。学校に来たときは、必ず職員室まで連絡をしてください。